

富士山静岡マルシェ 募集要領

1 目 的

静岡県は、多彩で高品質な県産品の販路開拓を進めています。

このたび、首都圏等からの来場者でにぎわう御殿場プレミアム・アウトレット内で、県主催の「富士山静岡マルシェ」を開催するため、以下のとおり出店希望者を募集します。

2 マルシェの概要

催事名	富士山静岡マルシェ
日 時	令和8年10月31日（土）午前10時から午後4時30分 11月1日（日）午前10時から午後4時30分
場 所	御殿場プレミアム・アウトレット内 WEST ZONE Gap 前 （御殿場市深沢1312）
主催等	主催：静岡県 協力：御殿場プレミアム・アウトレット、静岡県農林水産業振興会
出 店 ブース	・ 共通仕様のテントを設置。 ・ 1ブースは幅3m×奥3m。 ・ ブースの詳細は、「3（4）出店ブース基本仕様」を参照。

3 出店者の条件

（1）募集対象者

- ・ 静岡県内に住所又は主たる事務所の所在地を有し、農林水産物を生産する者
- ・ 静岡県内で生産する農林水産物を主に販売する生産者団体
- ・ 静岡県内に事業所、工場を持つ食品製造事業者
- ・ 静岡県内に住所又は主たる事務所の所在地を有する事業者・事業者団体
- ・ 静岡県内の自治体、自治体が事務局等を担う団体
- ・ 静岡県内の商工業支援団体

（2）募集する出店ブース数

8ブース

（3）募集する出店ブースの内容

- ・ 静岡県内で産出された農林水産物の特産品・その加工品や土産物の販売
なお、上記以外の商品を併せて取り扱うことを妨げない。
- ・ 販売対象は、原則、常温販売商品のみ。ただし、出店者が自家発電機等により電源確保する場合に限り、冷蔵・冷凍ショーケース等の持込が可能です。自家発電機、ショーケース等は出店者側で手配をお願いします。
- ・ 「御殿場プレミアム・アウトレット」内の店舗で販売されている商品は対象外。
販売の可否は、「御殿場プレミアム・アウトレット」様が判断します。

(4) 出店ブース基本仕様（1ブース当たり）

名称	規格	数量
ブース	テント（幅 3,000mm×奥 3,000mm）	—
長机	幅 1,800mm×奥 450mm×高さ 700mm テーブルクロス付き	2台
パイプ椅子	—	2脚
地面養生用シート	テント内床に設置	1式
出店者名看板	幅 900mm×高さ 250mm、デザイン印刷含む	2枚

※1 上記資機材のレンタル事業者は、「ダスキンレントオール静岡三島イベントセンター」様です。レンタル事業者との契約及びお支払いは出店者御自身でお願いします。

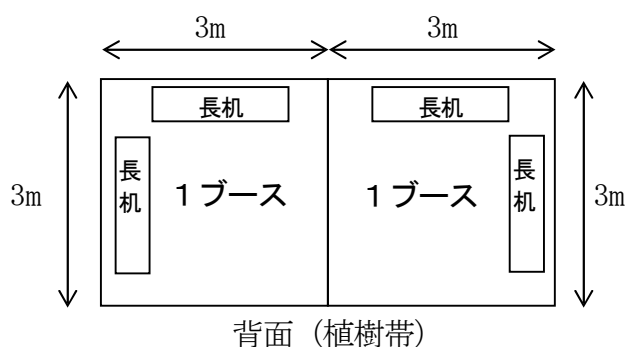
※2 規格等は若干の変更の可能性が有ります。

※3 出店ブース内で火器の利用はできません。

※4 基本仕様以外の装飾・資機材等は、出店者費用負担で設営ください。また、テント内に配置する備品については、足元、荷物の目隠しをお願いします。

※5 専用バックヤードはありません。商品の保管は出店ブース内でお願いします。

<出店ブースイメージ>



(5) 出店に係る経費負担

・「(4) 出店ブース基本仕様」の資機材の使用料として、1ブース2日間で33,825円（税込み）を出店者に御負担いただきます。

・資機材の使用料は出店者御自身でお支払いをしていただきます。（振込手数料は出店者負担）

※1 資機材の使用料の振込先及び振込期限は別途御案内いたします。

※2 期限内にお支払いが確認できない場合、出店取りやめとなる可能性がございますので御注意ください。

・「(4) 出店ブース基本仕様」以外の装飾・資機材、交通費・宿泊費等は出店者に負担していただきます。

・会計作業は出店者御自身で行っていただきます。キャッシュレス端末の持込みも可能です。電源使用を伴う場合は必ず申込書に記載ください。

(6) 選考

・出店希望者は、「**出店申込書（様式1）**」を**8月19日（水）正午までに県へメール**にて御提出してください。提出先は、「5（2）申込」を御確認ください。

・御応募いただいた出店希望者の中から、御殿場プレミアム・アウトレット様が、施設内店舗との重複がないかを確認するとともに、品目のバランス等を考慮した上で、出店者の選定を行います。

・出店の選定結果は、9月1日（火）を目途に出店希望者へ連絡します。

- ・出店者決定後に、別途「販売商品一覧（様式2）」を県へメールにて御提出していただきます。（9月8日（火）正午まで）
- ・「御殿場プレミアム・アウトレット」様の確認を受けた商品以外は販売できませんので、御注意ください。
- ・選考に当たり、商品に関する確認を行う場合があります。
- ・販売商品の選考結果は、9月18日（金）を目途に出店者へ連絡します。

4 出店上の留意事項

(1) バックヤード及び施設内設備利用について

- ・出店者専用のバックヤードはありません。
- ・トイレ、喫煙所等は、施設スタッフ用の設備（別途御案内）を利用いただき、お客様用の御利用はできません。
- ・出店者であることがわかるバッジ等を着用したまま、施設内店舗の利用はできません。フードコート等を利用する際は、バッジ等を外して御利用ください。

(2) 持ち込み資機材

- ・資機材等を出店者が持ち込むことは可能としますが、持ち込みをする物品については**必ず事前に申告**してください（様式1「出店申込書」）。持ち込みをする物品が出店申込の時点で不明の場合、見込まれる物品名、数量等を可能な範囲で申告ください。

(3) ブースの配置

- ・出店ブースの配置場所（下記写真①～⑧）については、主催者（静岡県）が抽選を実施し決定します。
- ・出店ブースの配置場所は、2日間固定です。



(4) 商品等の陳列・備品管理

- ・ダンボールや発泡スチロールを使用した展示・陳列はできません。
- ・お客様が視認できる範囲のダンボール等は、テーブルクロス等で隠してください。施設側から指摘等があった場合には、ただちに対応いただく場合があります。
- ・1日目の営業時間終了後、商品や荷物等の備品は全て撤去してください。
- ・警備員の配置等はございません。営業時間内及び夜間を含む営業時間外の商品等

の紛失や事故等について、一切の責任を負えませんので、出店者御自身の責任で保管をお願いします。

(5) 出店準備、撤去

- ・出店するブースのテントは、出店者御自身で設置及び撤去をお願いします。
- ・出店者によるテント設置・出店準備及び撤去は、次の時間帯で実施してください。

【準備】

○テント設置・出店準備

10月31日（土）、11月1日（日） 午前7時45分から午前9時00分（予定）

- ・出店準備は、午前9時00分までに終えてください。
- ・テント設置・出店準備は、ブース毎に時間を区切って行います。タイムスケジュールは、別途御案内します。
- ・荷物の搬入出は、別途御案内する場所に停車のうえ、速やかに行ってください。なお、停車スペースが限られているため、停車台数を制限する場合があります。
- ・清潔感と見やすさを重視してください。
- ・手書きでのPOP類は設置できません。
- ・在庫等について、外部から視認できる範囲での整理整頓に努めてください。

【撤去】

○テント撤去

10月31日（土）、11月1日（日） 午後4時30分から午後6時30分（予定）

- ・テント撤去は、ブース毎に時間を区切って行います。タイムスケジュールは、別途御案内します。
- ・マルシェ開催時間内の撤去作業はできません。

(6) 決済関係について

- ・商品の決済については、集中レジは設けませんので、各店舗において対応してください。なお、御殿場プレミアム・アウトレット内ではキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）の利用率が高いため、キャッシュレス決済の対応をおすすめいたします。
- ・出店ブースに、レジ端末専用の電源として、コードリールを設置します。レジ端末の電源を利用する場合は、延長ケーブルを御持参ください。電源は共用ですので、出店ブース1枠の使用制限は125V・300w未満とします。電源容量の制限があるため、レジ端末以外の使用を禁止します。
- ・お客様から領収書の提出を求められた場合には、必ず対応できるよう御準備をお願いいたします（手書きの領収書でも可）。

(7) 食品の取扱いについて

- ・食品の調理は会場ではできません。試食、試飲の提供は可能です。
- ・食品（生鮮食品、加工食品）を販売する場合には、食品表示法（食品表示基準）を遵守し、適正な食品表示を行ってください。

(8) 火気の取扱いについて

- ・火気の使用は認められません。

- (9) 自家発電機の使用について
- ・使用する場合は、排気・騒音対策として、背面（植樹帯）側に設置してください。
- (10) ゴミの管理・処理について
- ・出店ブース内で管理し、全てお持ち帰りください。
- (11) 出店者駐車場について
- ・別途御案内します。
- (12) 法令の遵守について
- ・出店にあたり適用される法律を遵守してください。法律を守らない場合は、出店をご遠慮いただくことがあります。
（関係法令） 食品衛生法 景品表示法 不正競争防止法 薬事法 酒税法など
 - ・主催者（県）が管轄保健所へ「イベント等開催届」等を提出するにあたっては、必要となる確認書類（営業許可証の写し、HACCP関係書類等）を御提出いただきます。
- (13) 販売実績及び出店効果の報告について
- ・販売日別、商品別に、指定した様式により11月12日（木）までに主催者（静岡県）まで御報告ください。なお、提出された実績は、主催者（静岡県）より、「御殿場プレミアム・アウトレット」様へ報告します。
※指定様式は別途送付いたします。
 - ・事業の実施効果を把握するため、販売実績の報告とは別に、アンケートへ御回答いただきます。（項目例：来場者ニーズの分析、出店を契機とした改善の有無）。
指定した様式により1月15日（金）までに主催者（静岡県）まで御報告ください。
※指定様式は別途送付いたします。
- (14) その他
- ・出店者は、「3 (4) 出店ブース基本仕様」に記載の資機材について、善良な管理者の注意をもって適切に設置、使用及び管理をしてください。
 - ・上記資機材の設置、使用又は管理に関し、出店者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び事故について、主催者は一切の責任を負いません。出店者がすべて自己の責任と費用においてこれを解決するものとしてください（これには以下の事項が含まれますが、これらに限られません）。
 - ①出店者の故意又は過失による資機材の破損、汚損、又は紛失における修繕費その他原状回復に要する実費全額の負担。
 - ②資機材の不適切な管理又は使用に起因して、第三者に人的又は物的損害を与えた場合の損害賠償及び紛争解決。
 - ・出店ブースへ持ち込む資機材は綺麗なものを使用してください。
 - ・テーブルを持ち込んで使用する場合は、足元、荷物の目隠しのため、必ずテーブルクロスを掛けてください。
 - ・強い臭いを発生する物品の取り扱い認められません。
 - ・大きな声を出しての客寄せは御遠慮ください。
 - ・御提供いただいた個人情報イベント開催に関するもののほか、県が主催する商談会情報の提供等に利用する場合があります。
 - ・台風等の荒天等により、延期・中止する可能性があります。その場合に発生する

損害等については、一切の責任を負えませんので、ご了承ください。

- ・なお、お支払いされた「3 (4) 出店ブース基本仕様」の資機材の使用料は、原則、返金されません。ただし、支払い後から開催前日までに、災害等により主催者が中止を判断した場合に限り、返金に必要な振込手数料を除いた金額を返金します。

5 申込方法等

(1) スケジュール

令和8年7月27日(月)

募集開始

令和8年8月19日(水) 正午まで

県への「出店申込書(様式1)」提出期限

令和8年9月1日(火) 頃

出店者決定の連絡

令和8年9月8日(火) 正午まで

県への「販売商品一覧(様式2)」提出期限

令和8年9月18日(金)

販売商品決定の連絡

(2) 申込

- ・出店希望者は、「出店申込書(様式1)」をマーケティング課あてに、メールにて御提出してください。

＜出店申込書(様式1) 送付先＞ marke@pref.shizuoka.lg.jp

※数字の「1(イチ)」ではなくアルファベットの「1(エル)」です。
御注意ください。

6 問合せ先

静岡県経済産業部マーケティング課マーケティング企画班 岩ヶ谷

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館7階

電 話：054-221-3713

E-mail：marke@pref.shizuoka.lg.jp